

議第28号

滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成27年 2月17日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成18年滋賀県条例第71号）の一部を次のように改正する。

別表（3）の項を次のように改める。

| | |
|--------|--|
| (3) 削除 | |
|--------|--|

別表（13）の項ウからケまでおよび（59）の2の項ウからケまでの規定中「第54条の2第4項および」を「第54条の2第4項および第5項ならびに」に改め、同表（65）の項イ中「ア」を「アおよびイ」に改め、同項中イをウとし、アの次に次のように加える。

| | |
|---|--|
| イ 児童福祉法施行規則第36条の41（同規則第36条の47において準ずる場合を含む。）の規定による里親の登録等の申請の受付 | |
|---|--|

別表（66）の項から（68）の項までを次のように改める。

| | |
|-----------------|--|
| (66)から(68)まで 削除 | |
|-----------------|--|

付 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。